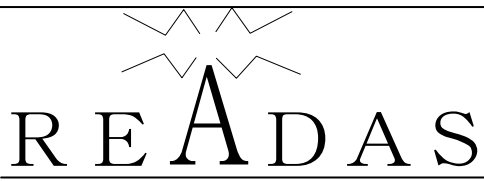


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5490 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月16日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 通勤手当の取扱い

Q：通勤手当の非課税限度額が改正になっていますが、以前のままで計算していました。どうしたらいいですか？

A：還付請求することになります。

【解説】

通勤手当の非課税限度額は、平成28年度の税制改正で10万円から15万円に引き上げられました。

この取扱いは、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されますが、この改正が施行されたのが平成28年4月1日ですから、それまでの3月31日までに支給した通勤手当や施行日以後に旧規定により支給した通勤手当について、改正後の非課税規定を適用した場合に過納になるという場合には、次のように取り扱われます。

- ①平成27年12月31日までに支払われるべき通勤手当を平成28年1月1日以後に支給したものの…改正前の取扱いが適用されますので精算はありません。
- ②平成28年1月1日から3月31日までに支払われるべき通勤手当で3月31日までに支給したものの…改正後の取扱いが適用されますので精算が必要ですがこの場合の精算は年末調整で行います。
- ③平成28年4月1日以後に支給したものの…改正後の取扱いが適用されますが、この場合には年末調整で精算を行わず、還付請求を行うことで精算を行います。

